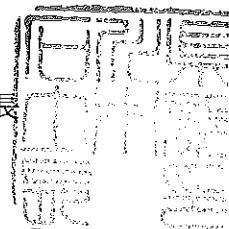


監 第 530 号
平成29年 6月16日

石川県建設産業連合会
会長 吉光武志様

土木部長



石川県土木部発注工事における舗装工でのICT施工の推進について

標記のことについて、本県では、若者や女性などが活躍できる環境整備や建設現場での生産性向上を図るため、平成27年7月よりICT施工モデル工事に取り組んでおり、平成29年3月27日付監第2378号により、土工事におけるICT施工要領を参考送付させていただきました。

今般、さらなる拡大を図るべく、舗装工においてもICT施工の取り組みを推進するため、ICT施工実施要領（舗装工）を策定したので参考に送付いたします。

担当：監理課技術管理室 課長補佐 南野

TEL076-225-1787 FAX076-225-1788

Mail:nobuo-m@pref.ishikawa.lg.jp

ICT施工実施要領（舗装工）

1. 主旨

この要領は、ICT施工の推進を図るため、ICTを活用した施工を実施するにあたり必要な事項を定める。

2. ICT施工の概要

ICT施工とは、以下に示すICT舗装工における施工プロセスの各段階において、ICTを活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、①～⑤全ての段階においてICTを活用する工事を「ICT活用工事」とする。これに対し、②・③のプロセスにおいてのみICTを活用する工事を「ICT建設機械による施工」とする。

3. 対象工事

ICT施工の対象工事は、発注者指定Ⅰ型、発注者指定Ⅱ型、施工者希望型に分けて発注するものとし、それぞれ以下の条件を満たし、かつ特記仕様書において発注者が指定する工事とする。

(1) 発注者指定Ⅰ型

舗装面積が2,000m²以上を目安として発注者が指定する工事で、「ICT活用工事」を前提として発注する工事。

(2) 発注者指定Ⅱ型

舗装面積が2,000m²以上を目安として発注者が指定する工事で、「ICT建設機械による施工」を前提として発注する工事。なお、契約後、受注者からの提案・協議を経て、「ICT活用工事」への変更を可とする。

(3) 施工者希望型

舗装面積が2,000m²以上を目安として発注者が指定する工事で、契約後、受注者からの提案・協議を経て、「ICT活用工事」または「ICT建設機械による施工」に変更する工事。

4. 対象工種

ICT施工の対象工種は、工事積算体系ツリーにおける下記とする

表-1 対象工種種別

工事区分	工種	種別
・舗装 ・水門	・舗装工	・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工
・築堤・護岸 ・築堤護岸 ・砂防堰堤	・付帯道路工	・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装工

5. 取組内容

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～4)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

- 1) レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) トータルステーションを用いた起工測量
- 3) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 4) その他の3次元計測技術による起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や5.①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。ICT建設機械による施工のみを実施する場合には、施工に必要な3次元データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5.②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、表-2に示す技術（ICT建設機械）により施工を実施する。なお、活用技術などについては表-2を参照。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5.③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工管理を実施する。

〈出来形管理〉

下記1)～4)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) レーザースキャナーを用いた出来形管理（舗装工）
- 2) トータルステーションを用いた出来形管理（舗装工）
- 3) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理（舗装工）
- 4) その他の3次元計測技術による出来形管理（舗装工）

⑤ 3次元データの納品

5.④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

表一2 適用工種

段階	活用技術名	対象作業	建設機械	監督・検査 施工管理
3次元測量	レーザースキャナーによる起工測量	測量	—	①②③
	トータルステーションによる起工測量	測量	—	④⑤
	トータルステーション（ノンプリズム方式）による起工測量	測量	—	①②
I C T 建設機械 による施工	・3次元マシンコントロール (モーターゲーリーダ)技術 ・3次元マシンコントロール (ブロードバンド)技術	まきだし 敷均し 整形	モーターゲーリーダ ブロードバンド	
3次元出来形 管理等の施 工管理	レーザースキャナーによる出来形計測 出来形管理技術（舗装工）	出来形計測 出来形管理	—	①②③
	トータルステーションによる出来形計測 出来形管理技術（舗装工）	出来形計測 出来形管理	—	④⑤
	トータルステーション（ノンプリズム方式）による出来形計測 出来形管理技術（舗装工）	出来形計測 出来形管理	—	①②

【要領一覧】①地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）

②地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）

③地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

④T Sを用いた出来形管理要領（舗装工事編）

⑤T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）

6. 特記仕様書への記載事項

発注者は、別途定める特記仕様書を添付し、I C T施工の対象工事であることを明示すること。

7. I C T施工の実施に関する協議

受注者は、契約後から施工計画書の提出までの間に、I C T活用計画書（様式-1）により監督員と協議すること。

8. 工事成績評定における加点

I C T施工を実施した場合、創意工夫における【施工】「I C T（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」において、必ず2点の加点とすること。

9. I C T施工の導入における留意点

受注者が円滑にI C T施工を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

9-1 施工管理、監督・検査の対応

I C T施工を実施するにあたって、国土交通省から発出されている施工管理要領、監督検査要領（表-2【要領一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理

を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

9－2 3次元設計データ等の貸与

発注者は、ＩＣＴ施工に必要となる詳細設計において作成したCADデータ、およびＩＣＴ施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

9－3 工事費の積算

(1) 発注者指定Ⅰ型における積算方法

発注者は、発注に際して国土交通省が定める積算の基準等に基づき積算を実施するものとする。

なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品にかかる経費について、間接費に含まれることから別途計上しない。

現行基準による2次元の設計ストック等によりＩＣＴ施工を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更するものとする。

(2) 発注者指定Ⅱ型における積算方法

発注者は、発注に際して国土交通省が定める積算の基準等に基づき積算を実施するものとする。

現行基準による2次元の設計ストック等によりＩＣＴ施工を発注する場合、受注者に3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更するものとする。

契約後、受注者からの提案・協議を経て、「ＩＣＴ活用工事」に変更する場合は、受注者に3次元起工測量を指示するとともに、3次元起工測量経費について見積り提出を求め、設計変更するものとする。なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品にかかる経費について、間接費に含まれることから別途計上しない。

(3) 施工者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準に基づく積算を行い、発注するものとする。ただし、契約後の協議において受注者からの提案により「ＩＣＴ活用工事」または「ＩＣＴ建設機械による施工」を実施する場合、国土交通省が定める積算の基準等に基づく積算に落札率を乗じた価格により設計変更を行うものとする。3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成については、見積り提出を求め、設計変更するものとする。

なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品にかかる経費については、間接費に含まれることから別途計上はしない。

9－4 現場研修会等の実施

受注者は、発注者指定Ⅰ型及びⅡ型において、ＩＣＴ施工の推進を目的として、技術研修会を実施するものとする。また、施工者希望型においては発注者の求めに応じて実施するものとする。

10. 活用効果の検証

受注者は、発注者指定Ⅰ型及びⅡ型において、県の発注工事として新たな取り組みを行う場合には、当該技術の活用効果の検証に協力するものとし、発注者が必要と認める資料を提出すること。また、施工者希望型においては発注者の求めに応じて実施するものとする。

11. 技術の改善

受注者は、発注者指定Ⅰ型及びⅡ型において、当該技術の新たな開発・改善に向け建設機械メーカーとの意見交換会や必要と認められる試験施工等を行うこととする。また、施工者希望型においては発注者の求めに応じて実施するものとする。

12. その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年6月14日から適用する。

(様式-1)

ICT活用工事計画書

(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに採用する技術番号を記載する。また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「■」と記入する。

建設生産プロセスの段階	採用する技術番号	技術番号・技芸名
<input type="checkbox"/> ①3次元起工測量		1 レーザースキャナーを用いた起工測量 2 トータルステーションを用いた起工測量 3 トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 4 その他の3次元計測技術による起工測量
<input type="checkbox"/> ②3次元設計データ作成		※3次元出来形管理に用いる3次元設計データを作成する。ICT建設機械による施工のみを実施する場合には、施工に必要な3次元データを作成する。
<input type="checkbox"/> ③ICT建設機械による施工		1 3次元マシンコントロール(モーターグレーダ)技術 2 3次元マシンコントロール(ブルドーザ)技術
<input type="checkbox"/> ④3次元出来形管理等の施工管理		1 レーザースキャナーを用いた出来形管理技術(舗装工) 2 トータルステーションを用いた出来形管理技術(舗装工) 3 トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理技術(舗装工) 4 その他の3次元計測技術による出来形管理技術(舗装工)
<input type="checkbox"/> ⑤3次元データの納品		

注1)①～⑤全ての段階においてICTを活用する工事を「ICT活用工事」、②・③のプロセスにおいてのみICTを活用する工事を「ICT建設機械による施工」とする。各内容については、特記仕様書によるものとする。